職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(令和4年枚方市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

- 第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、任命権者が定める申請書により、配偶者同行休業を始め ようとする日の1月前までに行うものとする。
- 2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に、当該申請の内容について審査するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請手続等)

- 第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請について準用する。
- 2 前条第2項の規定は、条例第9条に規定する届出について準用する。

(職務復帰)

第4条 配偶者同行休業の期間が満了したとき又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条 の6第5項の規定により配偶者同行休業の承認の効力を失ったとき(配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分以外の事由により効力を失った場合に限る。)若しくは同条第6項の規定により配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第8条第3号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(人事通知書の交付)

- 第5条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して人事通知書を交付しなければならない。
 - (1) 配偶者同行休業を承認する場合
 - (2) 配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
 - (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(枚方市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

2 枚方市職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和53年枚方市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「又は同法」を「、同法」に改め、「場合を除く。)」の次に「又は同法第26

条の6に規定する配偶者同行休業」を加える。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

3 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和61年枚方市規則第1号)の一部を次のように 改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業職員(法第26条の6の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。 以下同じ。)

第6条第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次 に次の1号を加える。

- (4) 配偶者同行休業職員として在職した期間については、その全期間
- 第8条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 配偶者同行休業職員

第12条第2項中第14号を第15号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業職員として在職した期間

第12条第3項中「前項第6号」を「前項第7号」に、「第11号」を「第12号」に、「第14号」 を「第15号」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年枚方市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ロ中「若しくは第6号」を「、第6号若しくは第7号」に改める。